

ハカタスジシマドジョウ
保護増殖事業計画
(案)

令和 年 月 日

国土交通省
環 境 省

ハカタスジシマドジョウ保護増殖事業計画（案）

令和 年 月 日
国土交通省
環 境 省

第1 事業の目標

ハカタスジシマドジョウ（コイ目ドジョウ科）は、福岡県の博多湾流入河川にのみ分布する日本固有亜種である。河川開発に伴う河川内湿地の減少、河川の底質環境の変化、河川横断工作物による移動阻害等により、本亜種の生息地は分断され、生息数の激減が指摘されている。

本事業は、本亜種の各個体群の生息状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、本亜種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、飼育下繁殖のほか、必要に応じて野生復帰等を実施することにより、本亜種が自然状態（二次的自然環境を含む。）で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

なお、本亜種の保全に当たり、生息地である河川においては、本亜種に配慮した河川管理を求めることを基本とするが、治水・利水事業として実施される河川管理が地域の安全の確保と密接な関係があることに鑑み、関係機関及び地域住民との十分な合意形成のもと進める。

第2 事業の区域

福岡県における本亜種の分布域及び第3の3における飼育下繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効率的に実施するとともに、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合に緊急的な対策を検討するため、以下のとおり本亜種の生息状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

（1）生息状況等の調査

本亜種の分布範囲、生息及び繁殖の状況並びに生息環境（本亜種が生息する水域の流路形態、底質、周囲の植生、水質、本亜種の餌となる生物、他の魚類の生息状況等）に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、違法捕獲等を助長しないよう、分布等生息場所が特定される情報については、取扱いに十分注意する。

(2) 生態等に関する知見の集積

以下の事項を目的とした調査研究を行う。

- ① 各個体群の生息数や生息密度の推定
- ② 生息範囲や生息環境の把握
- ③ 繁殖に必要な好適環境等、本亜種が生息する水域における生態系の構造の解明
- ④ 各生息地における個体群の動態や遺伝的特性の把握

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本亜種の自然状態における安定的な存続のためには、本亜種が生息する水域における生態系を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見等に基づき、本亜種及び本亜種の生息に関連する水生生物の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

(1) 生息水域の形状の維持及び改善

河川の中下流水域において緩流域や湿地状環境が形成される流路形態を保ち、本亜種の生息に適した水域環境の維持及び改善を図る。

(2) 水際植生の確保

本亜種の生息、繁殖等に必要なヨシをはじめとした抽水植物群落を確保する。

(3) 底質環境の確保

本亜種の摂餌や天敵からの退避等に適した砂質や砂泥質で構成された底質環境を確保する。

(4) 外来種による影響等の把握

外来種の分布状況及び本亜種への影響を把握するとともに、必要に応じてこれらの排除等の措置を検討し、適切な対策を講じる。

3 飼育下繁殖の実施

現時点で把握されている生息水域における各個体群が絶滅の危機に瀕していることを考慮し、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、飼育及び繁殖技術の確立を図り、飼育下繁殖を実施する。また、各水域の個体群ごとに、適切な公共的施設等を含む複数の施設において個体の飼育及び繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。

飼育下繁殖の実施に当たっては、野生復帰の実施の可能性を踏まえ、野生復帰させ得る資質の確保、安定した飼育及び繁殖の維持に関する技術開発を推進する。

4 野生復帰による野外個体群の再構築を含む生息地の再生

本亜種の個体群が既に絶滅した水域、又はその個体数の減少が著しい等、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高く、かつ生息環境の復元の可能性がある水域を選定し、当該水域について、2に掲げる本亜種の生息に必要な環境条件を整えた上で、3の飼育下繁殖で得られた個体を野生復帰させることにより、野外個体群の再構築を行い、生息地の再生を図ることを検討する。

なお、野生復帰に当たっては、生息地に別系統の個体や近縁な別亜種が混入することによって遺伝的かく乱等を招き、野外個体群に不可逆的な影響を与えること等に十分留意する。また、野生復帰の影響や必要性、実現可能性、事後のモニタリング方法等について、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を得つつ、事前に十分な検討を行う。

5 生息地における違法な捕獲等の防止

本亜種については、生息域が局所的であり、密漁者等による違法な捕獲が懸念されるため、関係行政機関や地域住民の協力を得つつ、生息地及び流通経路における監視を強化する等、違法捕獲防止の強化に努める。

6 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、河川整備等の各種事業活動を行う事業者、国及び関係地方公共団体のみならず、関係地域の住民を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本亜種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本亜種の保護に対する配慮及び協力を広く呼び掛ける。

さらに、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開を推進するため、関係地域の研究機関、学校等の協力を得て、本亜種及び本亜種の保全に理解を深めるための学習会の開催等の活動を行う。

なお、これらの取組については、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者、地元の保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 河川整備における配慮

1で得られた知見等を活用しつつ、本亜種に与える影響を極力軽減した河川の改修や浚渫等の工法の検討、河川内の堰の操作や堰の管理手法等の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得たうえで、生息地及びその周辺地域における河川整備への活用を図る。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係地方公共団体、本亜種の

生態等に関する研究者、飼育下繁殖に関わる機関、保全団体、教育関係者、漁業関係者、本亜種の生息地及びその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。